

令和元年第2回尾張北部環境組合議会
全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和元年7月26日（金曜日） 午前11時から午前11時30分まで

報告事項

- 1 墓地移転及び事業用地について
- 2 環境影響評価等手続について
- 3 新ごみ処理施設の供用開始までのスケジュール
- 4 江南丹羽環境管理組合職員受け入れについて
- 5 令和元年度組合議会行政視察候補地の選定について

その他事項

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	堀 元 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	丹羽 勉 君
第9番	丹羽 孝 君	第10番	高木 義道 君
第11番	市橋 茂機 君	第12番	和田 佳活 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長	松山 和巳 君	書記	江幡 直利 君
-----	---------	----	---------

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	千田 勝隆 君
会計管理者	中村 信子 君	犬山市経済環境部長	永井 恵三 君
犬山市環境課長	高木 衛 君	江南市経済環境部長	武田 篤司 君
江南市環境課長	阿部 一郎 君	大口町産業建設部長	宇野 直樹 君
大口町環境経済課長	岩田 雄治 君	扶桑町産業建設部長	澤木 俊彦 君
扶桑町産業環境課長	志津野 郁 君	事務局長	坪内 俊宣 君

総務課主幹 日比野正樹 君

総務課主査 上條 靖之 君

総務課主査 杉浦 健浩 君

議事の経過

(午前11時00分 開会)

事項	内容	意見等
<p>報告事項 1 墓地移転及び 事業用地につ いて</p>	<p>【報告事項 1】 墓地移転及び事業用地について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年 6 月 29 日に墓地使用者世帯 45 世帯中、移転賛成者 42 世帯が加入する墓地使用者協会の定時総会が開催された。総会にて反対者 3 名の意思に変化がないことを組合より報告したところ、反対者を含めた墓地使用者での意見交換会を実施したいということであったため、7 月 13 日に意見交換会を実施することとした。 ・ 意見交換会では 15 世帯の参加があり、反対者からは、近親者を掘り上げたくない。極楽墓地は中般若区の遺産であるという意見があった。協会役員からは反対者の意見を聞くことができた。移転の必要性を直接訴えることができた。という感想が出ている。 ・ 事業用地の未同意者について今まで 1 名という説明であったが、現時点で取得が困難と考えられる用地の未同意者は墓地使用者の 3 名である。うち 1 名は当初に決定した事業用地内での反対者で、もう 1 名は平成 30 年 10 月の全員協議会で追加した事業用地内での反対者である。取得困難な土地は 9 筆で 1,880 平米ほどである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地交渉は令和 2 年度中に完了するスケジュールとなっているが、これらの問題を解消し、契約を成立させることは可能であるのか。 <p>(高木義道君)</p> <p>→ ことしと来年 2 カ年度にわたって事業を精力的に進め、全筆購入するよう努める。 (事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→ 無理やり建設するのではなく、土地所有者等の合意を得た上で交渉を進めてほしい。 (高木義道君)</p> <p>→ 強引な方法でない、丁寧な説明を繰り返し、納得した上で譲ってもらえるよう努力する。 (事務局長 坪内俊宣君)</p>

<p>報告事項 2 環境影響評価 等手続きにつ いて</p>	<p>【報告事項 2】環境影響評価等手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新ごみ処理施設の整備に当たり、環境影響評価手続と都市計画決定の手続が必要であり、それぞれの事業実施までの流れを図示し説明する。 ・本事業にて、環境影響評価は愛知県の条例で実施が義務付けられている。流れとしては計画段階環境配慮書を作成し、次に環境影響評価方法書を作成し現況調査・予測・評価を行いその結果を取りまとめた環境影響評価準備書、準備書に対してでた意見等を反映した環境影響評価書の手続を経て、事業を実施する。図書の作成時には公表を行い住民への説明会及び愛知県ならびに岐阜県で環境影響評価審査会を開催する。 ・都市計画決定手続きは都市計画法第11条第1項第3号に規定する都市施設であるため、愛知県の条例により、都市計画決定権者である江南市が事業者に代わり実施をする。 ・今年度の主な手続きは図の下の四角内に記載したとおりで、環境影響評価については選定した調査項目や方法に従い、調査・予測・評価を実施。都市計画決定手続きはこれまでの構想を踏まえ、都市計画案を作成。その際に住民 	<ul style="list-style-type: none"> ・万博の時にオオタカの巣が見つかり場所変更や期間の延長などトラブルがあった覚えがある。スケジュールへの影響はないか。（堀元君） →巣が事業エリア内にあったわけではなく、岐阜県側であったので工事に支障はないと考えている。詳細な対応は愛知県や専門の先生と相談を行っていく。（事務局長 坪内俊宣君） →万博の際は巣から3キロの範囲内であれば影響があるとのことであったが、よいか。（堀元君） →アセスはオオタカが見つかったから事業を中止するというようなものでなく、環境への影響を最小限にする手法を考えていくものであるので、そのあたりは愛知県や専門の先生に相談していく。（事務局長 坪内俊宣君）
--	---	--

意見を反映させるため説明会を開催する予定である。

- ・ 2の環境影響評価方法書等に係る説明会について、環境影響評価の項目についてどのように調査・予測・評価していくのかの計画等をまとめた環境影響評価方法書について、愛知県の条例に基づき説明会を実施。あわせて事業の概要及び都市計画の概略の案の内容も説明。開催日時、会場、参加者は資料のとおり。質疑としては交通渋滞や煙突に関するものが多数であった。

- ・ 3の環境影響評価方法書についての意見について、環境影響評価方法書の縦覧期間に2週間を加えた期間を意見書の提出期間としたところ5名から71件の意見が提出された。環境影響評価の項目、並びに調査・予測・評価の手法に関する意見が多数であった。この意見は令和2年度の8月頃に公表予定の準備書に都市計画決定権者の見解と合わせて全件掲載する。

- ・ 4のその他について、3月に実施した予備調査にて何種類かの猛禽類が確認されたが、その中にオオタカが複数確認された。調査を進めると岐阜県側に巣を確認。事業エリアでの降下、食痕も確認。今後準備書や評価書を作成するにあたり、環境省のマニュアルに沿

	<p>った調査・予測・評価を行う必要があるため、予備費を充用し、営業期の6月、7月に追加調査を実施している。</p>	
<p>報告事項3 新ごみ処理施設の供用開始までのスケジュール</p>	<p>【報告事項3】新ごみ処理施設の供用開始までのスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1番の環境アセスメントについては報告2のとおり。 ・2番の用地取得は今年度来年度の2カ年度にて、議会で仮契約の議決を得ながら進めていく。 ・3番の基本設計策定等業務委託については現在プロポーザルでの業者選定を完了したところであり、この業者に適切に指示を行い、今後は基本設計、造成計画、ごみ処理施設の整備・運営を行う事業者の選定を行う。 ・次の事業者選定では詳細設計・建設から運営までを一括発注で行い業者を決定していく。 ・次の事業者選定を行うために10月定例会にて選定委員会設置条例の制定、委員報酬等の補正予算をお願いする予定である。令和2年4月には入札公告を行い令和2年中に仮契約までを完了し、令和3年2月に仮契約議案の議決をお願いする予定である。その後4の詳細設計・工事に進み、令和7年4月の供用開始を目指す。 	<p>特になし。</p>

<p>報告事項 4 江南丹羽環境 管理組合職員 受入れについ て</p>	<p>【報告事項 4】 江南丹羽環境管理組合職員受入れについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾張北部としては江南丹羽環境管理組合の職員を受け入れる検討を行っており、平成31年 2 月 8 日付で江南丹羽環境管理組合に一度回答を行っている。 ・令和元年 5 月 20 日付で江南丹羽環境管理組合より、給与、待遇について及び受入れ希望をしている職員とその受入れ時期に関する要望書が提出された。 ・受入れに伴う費用の負担割合等を検討し、関係市町と協議を行う。 	<p>特になし。</p>
<p>報告事項 5 令和元年度組 合議会行政視 察候補地の選 定について</p>	<p>【報告事項 7】 令和元年度組合議会行政視察候補地の選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 1 月 10 日に組合議員、管理者・副管理者、識見監査委員、担当部長、組合職員の合計 24 名にて実施予定である。 ・候補地として滋賀県草津市の草津市立クリーンセンターと石川県小松市のエコロジーパークこまつがある。それぞれ平成 29 年、30 年に建設されたもので、現時点で視察受入れは可能である。 ・視察には、組合議会会議規則第 99 条の規定により議員提出議案として議会の議決を得る必要がある。そのため、まずは意見を伺い、それを踏まえて 10 月 	<ul style="list-style-type: none"> ・日帰りで遠い場所や 1 月ということもあり北陸は厳しいと考えられる。(河合正猛君) →意見を踏まえて案を改めて提案する。(事務局長 坪内俊宣君)

	<p>21日の組合議会にて視察地を決定してもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察に当たり、平成30年度の例月出納検査にて、監査委員から議員からの意見として報告書があった方がよいであったため、令和元年7月18日の議員代表者会議にて協議を行ったところ市町ごとにA4・1枚程度にまとめたものを議長あてに提出することとなった。 	
<p>その他事項</p>	<p>【その他事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員各位及び事務局ともに報告事項なし。 	

(午前11時30分 閉会)